

補助金の新しい役割を担う 公募制補助金の導入について

前大阪府総務部市町村課 塚本 裕子

はじめに

地域社会には、子育て、教育、老人福祉、地域交流、防災、防犯、生活環境など多くの課題がある。これまでこうした課題に、行政セクターだけでなく市民セクターも共に対応しながら地域社会を支えてきた。

しかし、近年の少子高齢化社会の進展や、個人のライフスタイルの多様化などを背景に、地域社会の課題は多様化、複雑化しており、この傾向は今後ますます強まるだろう。

行政セクターと市民セクターはこうした時代の変化に対応していかなければならないが、行政セクターである地方公共団体の対応能力には限界がある。一方、市民セクターにおいては、NPOなどの新しい力が活発化し始めている。こうした市民セクターの力をますます活性化し、これからの地域社会を支えていくことが今求められている。

そこで、こうした時代のニーズに対応するため、地方公共団体の補助金制度も、市民セクターの活動を活性化し、地域社会を支えていくシステムを作るという役割を担わなければならない。この補助金制度の新しい役割を果たしていくと期待されているものに、公募制補助金がある。本稿では公募制補助金導入の重要性と具体的方法を事例を踏まえて明らかにし、公募制補助金が市民セクターの主体性・独自性ある多様な活動を促進することが期待できるものであることを示したい。

なお、文中において意見にわたる部分は、全て私見であることをあらかじめお断りしておく。

補助金の意義・役割

(1) 補助金の従来の役割

補助金とは、国から地方公共団体若しくは民間に対し、又は地方公共団体から他の地方公共団体若しくは民間に対し、各種の行政上の目的をもって交付される現金的給付をいうが、ここでは、地方公共団体が、地方自治法232条の2に基づいて支出する補助金であって、裁量的に支出される政策的な補助金を主に扱うこととする。

補助金は、地方公共団体にとって、他の主体が行う事業やその主体の運営自体が何らかの公益上の必要性がある場合に金銭的支援を行うという伝統的な行政手法である。

補助金には、多様な種類のものがあり、目的、補助対象経費、補助対象者等による分類が考えられるが、補助対象者決定方法で分類した場合、特定・固定制補助金（補助対象者があらかじめ決まっているか、限定されている補助金）と公募制補助金（補助対象者を一定の要件のもと広く募集し、応募者の中から決定する補助金）に分類できる。

(2) 補助金に期待される現代的役割

地域社会が持つ課題がますます多様化、専門化、複雑化してきている中で、行政セクターと市民セクターは共に地域社会を支えていかなければならないが、行政セクターである地方公共団体の財政は非常に厳しい状況にあり、限られた財源と人材による効率的な行政運営が以前にも増して要請されている。このようなことから、全ての地域社会の課題に行政セクターのみで対応することは困難である。

一方、市民セクターは、自治会等を中心に従来か

ら地域社会を支えてきたが、特に最近では、地域社会の課題を自分たちで解決していこうとする意識も高まってきている。特定非営利活動促進法の制定（1998年）に象徴される市民団体・NPO・ボランティア等の活動の活発化である。これらの団体は、一般的に、従来の市民セクターの団体と比べて、特定の問題への興味・関心を共有する人たちで構成されていることから、専門性、独自性が高いと言える。したがって、特定分野の課題解決のためには、こうした新しいタイプの団体を含めた市民セクターと行政セクターとの協働・連携が有効であると言えよう。

そのためには、市民セクターの活動をさらに育成し、活発化させること、また、行政セクターと市民セクターとの適切な役割分担の中で、市民セクターの力を十分に活かしながら地域社会の課題に対応していくことが求められる。

今後の行政運営には、こうした視点が欠かせないが、補助金は地方公共団体が行政セクター以外の団体（者）を支援するという機能を有していることから、これを市民セクターの支援、育成に活用することが大いに期待できるものであり、こうした要請に応えることが補助金の現代的役割と言えよう。

ところで、従来の補助金の多くは、先述の補助対象者決定方法により分類した場合の「特定・固定制補助金」であるが、その大きな理由は、これまで特定の対象者への支援が必要であり、かつ有効な場合が多かったことによると考えられる。

しかし、限られた財源を有効に活用しながら行政セクターと市民セクターの適切な役割分担、両者の協働、連携を実現していくためには、市民セクターの自発的で多様な活動を育成、発掘し、活発化を促すことが重要となる。このためには、補助対象者・補助対象事業を公募し決定するという公募制補助金が一層活用されるべきと考えられる。こうしたことから、以下では、公募制補助金に焦点を絞り、その重要性について述べることにする。

公募制補助金の果たしうる役割とその重要性

（１）公募制補助金の定義

公募制補助金の定義は必ずしも定まってはいるが、ここでは、補助金における市民セクターの自発的で多様な活動の育成、発掘、活発化という役割に着目する趣旨から、以下の要件を満たすものと定義しておく。

- ①地方公共団体が補助対象者を不特定多数から広く募集するもの
 - ②応募者は主体的に実施する事業を提案し、地方公共団体は提案された事業が地域社会の課題解決に寄与すると判断した場合に補助するもの
- したがって、何らかの行政上の必要性から、特定の者を支援すること自体が目的の補助金（例：中小企業支援等）は含まない。

（２）公募制補助金の事例

公募制補助金については、まだ導入していない地方公共団体が多いと思われることから、ここではその内容を明らかにするため、すでに導入されている典型的な事例を紹介する。

①市民活動育成・支援型

市民セクターの育成、支援が目的の補助金であり、市民団体等の営利を目的としない団体が、事業分野にとらわれず自由に公益性のある事業を提案することができるタイプ。筆者が調べたところ、市町村ではこのタイプが多い。また、既存補助金の一部を廃止し、この補助金制度を新設する試みも見られる。

【事例１】東京都多摩市「市民提案型まちづくり事業補助金」

市民団体が自主・自発的に行う、多摩市のまちづくりに役立つ公益的な事業に対し、事業の経費の一部を補助する。

実施する事業の要件は、市民の福祉の向上及び市民の利益につながり、公益上の必要性が認められる事業となっており、市民団体が分野にとらわれず自由に事業提案をすることができる。

【事例2】大阪府大阪狭山市「市民公益活動促進補助金」

市民公益活動促進条例の基本理念に基づき、地域課題を解決するために自発的かつ自立的に市民公益活動団体が行う、さまざまな市民公益活動に要する経費の一部を補助する。

実施する事業の要件は、市民公益活動であつて、かつ、次のいずれかに当てはまる事業。

- ・市民公益活動団体間の連携を図る事業
- ・新しい公共サービスのあり方を実践的に提案する事業
- ・市と協働して行うことで共通の公共的目的達成に向け効果が期待できる事業
- ・その他市民公益活動の活性化につながる事業
- ・国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体からの補助等を重複して受けることにならない事業

②分野・テーマ特定型

特定の分野・テーマに沿って事業提案をするタイプ。このタイプは、都道府県や政令指定都市等の比較的規模が大きい地方公共団体に見られるが、政令指定都市以外の市町村（以下「市町村」という。）で導入されている例は少ないと思われる。これは、区域内の市民セクターの活動の多様化・活発化がある程度進んでいて、補助対象となり得る団体が相当数あることが導入の前提となるが、この前提を満たす地方公共団体は、現段階では比較的規模が大きい団体に限られるためと思われる。

【事例1】横浜市「青少年育成活動補助金」

青少年育成事業を推進するため、市民による自主的な青少年育成活動に対して、経費の一部を補助し、活動を支援する。

- 事業支援Ⅰ類（上限20万円、補助対象事業数：30事業）：イベント型事業（キャンプ等野外活動、異年齢交流、ボランティア活動、子ども向け講座等）
- 事業支援Ⅱ類（上限20万円、補助対象事業数：5事業）：イベント型事業で、以下の分類に沿った事業

- ・海外派遣事業
- ・横浜で開催する他都市団体との交流事業
- ・団体の周年（概ね10周期）を記念した事業

○テーマ立ち上げ支援（上限20万円、補助対象事業数：10事業）：定められたテーマに沿い、繰り返し行われる青少年育成事業の立ち上げを支援

- ・有害図書への青少年への販売防止対策
- ・青少年の深夜はいかいの防止対策
- ・居場所づくり
- ・プレイパークの運営
- ・万引き防止対策

【事例2】大阪府「環境活動提案公募型補助金」

環境配慮などの環境活動に関するテーマを定め事業案を公募し、優れた計画を提案した団体に対し、事業経費の一部を補助する。

募集テーマは、空き店舗を活用した環境教育拠点づくり、環境家計簿の普及・指導活用、地球温暖化・ヒートアイランド対策関係啓発キャンペーンの推進、CO₂固定で地球環境保全に資する地域産木材利用推進方策、府民協働によるヒートアイランド対策の推進の5つである。

(3) 公募制補助金の役割

公募制補助金は、従来の補助金と異なり、主体的に事業を提案する事業者を広く募るという特徴を有しており、この特徴を活かし、様々な機能を発揮することができる。以下では公募制補助金が担いする役割について明らかにすることとする。

①地域社会を担う市民セクターの育成・支援

公募制補助金は、市民セクターの主体性・独自性のある多様な活動を促すこと自体を補助対象とすることが一般的であり、広く募集するという性質上、このような団体を育成・支援し、市民セクターの活動の活発化を促す効果が期待でき、行政セクターと市民セクターが共に地域社会を支えていく社会を構築していく一助となる。

加えて、応募、審査、実施の過程を通じて、第三者から事業を評価される機会となったり、他の団体との情報交換の場ともなり得ることも、これ

らの団体が活動の幅を広げることにつながるものと思われる。

さらに、補助事業の影響が補助対象団体以外にも広がり、市民セクター全体の活力の向上につながる効果もあると考えられる。

②市民セクターの活力の導入

多数の事業者により様々な事業内容が提案されることから、行政セクターが持たない視点や専門的なノウハウにより、補助金の効果がより高まる。また、行政セクターの縦割りの組織を越えた独自の発想による提案も期待できる。

さらに、市民セクターの活動は市民ニーズと密接な関係にあることから、提案内容や提案事業に対する市民の反応等により行政セクターが市民ニーズを把握することにも役立つ。

③競争性の導入

公募制補助金では、補助対象予定数（予定額）以上の団体による応募が想定されることから、事業者間に競争が生じることとなる。これにより、各事業者の創意工夫が一層増すこととなり、より質の高い事業が期待できる。

④既得権化の防止

従来、長期にわたり同じ団体に補助金を交付してきたことにより、当該団体にとって補助金の受給が既得権化するというケースも見られたが、公募制補助金は、補助対象者が広く募集され、従前と異なる団体を選ばれる可能性が高まることから、既得権化の防止に有効と考えられる。

（４）公募制補助金の適性

公募制補助金は、主に行政セクターと市民セクターが共に地域社会の課題に対応するための手段として有効であることから、その導入に適すると考えられるのは、市民セクターの活動が活発で、かつ行政セクターでは課題発見や事業実施が十分には行えない分野であると言える。

ただし、公募に応じることができる団体が存在しなければ制度を導入しても期待した効果は得られない。公募制補助金の補助対象者となり得る者は、特に限定されるものではないが、主体的に地域社会の

課題解決のために活動する者であり、市民団体、NPO、ボランティア団体等が多い。

そこで、特に地域でのこうした団体の活動が比較的活発な、例えば、福祉、まちづくり、環境保全、青少年健全育成、学術・文化・芸術・スポーツ、社会教育、商工業活性化等の分野で活用することが可能と思われる。

また、こうした新たな担い手が育っているかどうかには地域差があり、特定の分野で、相当数の応募が確保できる地方公共団体は、特に市町村では多くはないと思われる。

そこで、それぞれの地域性に応じた制度の導入の仕方が求められ、例えば、担い手の数が十分ではない地域では、新たな担い手の育成からスタートすべきであり、（２）の「市民活動育成・支援型」から導入し、後に「分野・テーマ特定型」を導入することが適当と考えられる。実際、市町村では「市民活動育成・支援型」が中心となっていることは前述のとおりである。

（５）公募制補助金の重要性

行政セクターと市民セクターが共に多様化、複雑化する地域社会を支えていくことが求められる時代の中で、補助金も新しい時代のニーズに適った役割を担っていかなければならない。

公募制補助金は、既に述べてきたように地域社会を担う市民セクターの育成・支援、市民セクターの活力の導入、競争性の導入という役割を担うことができ、こうしたことは市民セクターの主体性・独自性のある活動の育成・発掘・活発化につながるものである。

また、公募制補助金制度の実施を通じて、市民セクターとの信頼関係構築、市民ニーズの把握、そして市民参加の機会拡大といったことも可能になると考えられ、こうしたことにより、公募制補助金は、行政セクターと市民セクターが共に地域社会を支えていくシステム作りに大きく貢献できると考えられる。ここに公募制補助金の大きな存在意義があると言え、市町村においてはその導入に向けた取組を進めていくことが望まれるのである。

公募制補助金制度の実務上のポイント

公募制補助金の役割や重要性は先に述べたとおりであり、今後、公募制補助金を積極的に導入することが必要と考える。しかし、公募制補助金は、特に市町村においては、まだ一部でしか導入されていないと思われ、こうしたことから、以下では今後導入を進めようとする地方公共団体の実務上の参考となるよう、先進事例も踏まえつつ、公募制補助金の実施にあたってのポイントを整理することとする。

(1) 公募制補助金のフロー図（例）

公募制補助金には、他の補助金にはない募集、選考といった過程が必要となってくる。ここでは、まず公募制補助金の事務的な流れを確認するため、公募制補助金の制度立案から事後手続に至るまでをフロー図として示す（右図）。

(2) 各段階におけるポイント

公募制補助金には、その実施にあたって様々なポイントがあるが、ここでは事務手続の段階ごとに(1)のフロー図に沿って、実務上のポイントを整理していく。あわせて、既に導入されている公募制補助金の事例等も示すこととする。

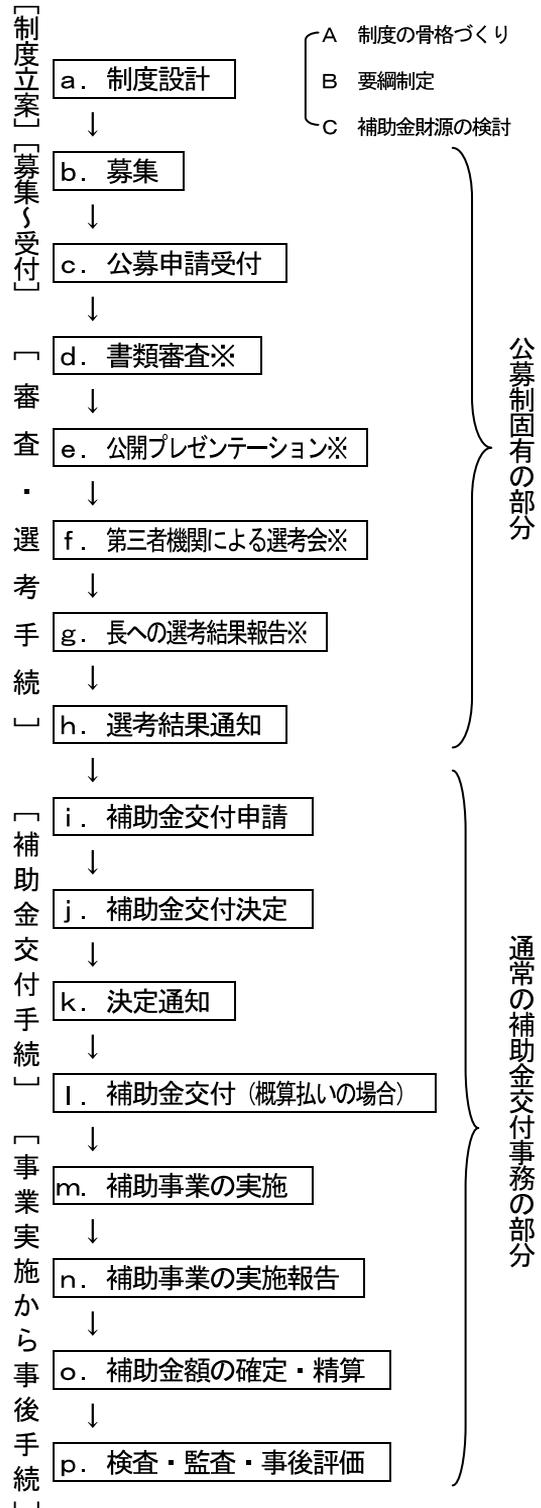
◆制度立案

A 制度の骨格づくり

①補助対象事業の設定〈a〉

公募テーマについては、地方公共団体の施策に沿った大枠のテーマ設定や具体的な課題解決のためのテーマ設定などが想定されるが、できるだけ応募する団体の自由な発想を活かすことができるよう、テーマをあまり限定せず、骨格にとどめるべきである。

また、事業開始後の経過年数に応じて自主財源の確保の容易性や事業費も異なることから、特に市民活動育成・支援型をとる場合、対象を事業開始後の経過年数に応じて区分して補助額等を設定することも考えられる。



(※は必要に応じて設定)

【事例】大阪府箕面市「非営利公益市民活動促進補助金」

補助金の種類を3種類に区分し、事業費の90%を限度に補助する。

- ・ 立上げ補助（事業の立上げ費用に対する補助。事業開始時から3年間の申請が可能。上限は30

万円。重視する審査項目は先駆性・実現性。)

・拡充発展補助（事業の拡充・発展に対する補助。事業開始時から4年目以上において2年間の申請が可能。上限は50万円。重視する審査項目は発展性。)

・継続補助（事業維持に対する補助。5年間の申請が可能。上限は20万円。重視する審査項目は普及性。)

※同様の例として東京都八王子市、埼玉県宮代町、大阪府寝屋川市、大阪府吹田市、大阪府豊中市等がある。

② 確実な事業実施のための応募者の要件〈a〉

公募制にすれば、補助金交付実績がない団体や地方公共団体との関わりがなかった団体からの応募も予想される。団体の立上げを目的とする補助金以外は、事業実施の現実性の観点からある程度の活動実績が必要である。したがって、一定の活動年数を要件とすることや、活動実績に関する要件・審査の活用が有効である。既存の公募制補助金制度では、活動実績年数の要件を1～2年としている例が多いが、補助の目的によりその年数が異なることは言うまでもない。

B 要綱制定

③ 行政分野を越えた提案への対応〈a〉

分野を限定しないタイプの場合、所管部署を特定できない事業が提案され、予算措置などができないという問題も生じかねない。そこで、予算を一元的に措置したり、事業提案を受けて全庁的な会議で所管を決定する等の対応が考えられる。

④ 会計年度との関係〈a〉

事業提案の自由度を高め、事業効果を高める観点から、事業年度について柔軟に対応することが望ましく、例えば、継続的事业には債務負担行為を設定し、複数年度にまたがり補助を行うことも考えられよう。

【事例】大阪府寝屋川市「公益活動支援公募補助金」「にぎわい創出公募補助金」

年度を越える事業に対応するため、事業開始

年度に公募・審査を行い当該年度及び次年度分の審査結果通知をする。交付申請・交付決定は各年度で行う。審査結果通知には、採択・不採択の別と、採択の場合は、交付申請が可能な金額を記載する。

C 補助金財源の検討

⑤ 補助金財源の多様化〈a〉

公募制補助金は、行政セクターと市民セクターが共に地域社会を支える仕組みを作る役割を持つという観点から、市民参加の機会を多くし、市民ニーズ把握に努めることも重要である。そこで、通常の補助金枠とは別に市民枠を設けておき、市民が支援したいとして選択した団体に市民税の一部を支援するといった手法も考えられる。

また、地方公共団体が継続的・安定的に補助金制度を実施できるよう、基金を設立することも考えられる。

【事例1】千葉県市川市「市民活動団体支援制度」

ボランティア団体やNPOなど、市民の自主的な活動に対して、個人市民税納税者が支援したい1団体を選び、個人市民税額の1%相当額(団体の事業費の2分の1が上限)を支援することができる。

【事例2】神奈川県「かながわボランティア活動推進基金21」

ボランティア団体等が行う公益的活動への助成や、ボランティア団体等と協働して行う事業を継続的、安定的に進めていくため、県の貸付債権及び元金償還金、その運用により生じた利子及び収益金を財源として基金を設置し、事業を実施する。

◆ 募集～受付

⑥ 募集時の周知の工夫〈b〉

公募制補助金は応募者が多いほど効果が高くなる。また、広く制度についての理解を得ることが次の応募につながるとともに、説明責任の観点からも重要である。したがって、HP、ケーブルテレビ、他の事業や関係機関との連携等も行うなど、

可能な限り周知に努めることが必要である。

また、募集要項の入手を容易にすることにも留意すべきである。

⑦説明会の開催〈b〉

制度導入直後では、一般の広報手段だけでは制度の趣旨や応募方法等が十分伝わらないことも考えられるため、周知効果が高く、質疑応答も可能な説明会の開催が有効である。これにより、制度や広報についての課題も把握し得る。

⑧申請手続の支援〈c〉

申請手続に不慣れな応募団体があることも考えられることから、随時相談できる体制を整えておくことや、募集要項等で提出書類の記載方法を詳しく解説することにより、単に書類の書き方の良否によって補助金交付の有無が決まることのないようにしなければならない。さらに、質疑応答内容の情報を他の申請者も共有できるよう、HP上での掲載も有効と考えられる。

⑨事務手続の負担軽減〈c,e〉

少額の補助金では、費用対効果、補助金の実用性の観点から事務手続の負担を最小限とすることも検討されてよい。例えば、プレゼンテーションを一定金額以下の申請では不要としたり、申請金額に応じて提出書類を簡素化する等である。

◆審査・選考手続

⑩公募の利点を発揮できる審査基準〈d,e,f〉

公募制補助金は、市民セクターが自由な発想で提案することにより行政セクターにはないものを活かし、補助金効果を高めることが重要となる。そこで、提案内容がこの趣旨に適うものであるかを判断するために以下のような基準を設定することが考えられる。

- ・事業内容に独創性・新規性があるか。
- ・事業実施手法に独創性・新規性があるか。
- ・市民ニーズや社会情勢を的確に把握した事業か。

【事例1】東京都多摩市「市民提案型まちづくり事業補助金」

事業についての基準として、次の5項目を定める。

- ・公益性
- ・多摩市らしさ
- ・時代性・社会状況・市民ニーズの把握
- ・先駆性・独創性
- ・目的・目標、計画の妥当性

【事例2】東京都狛江市「新しい風補助金」

選考委員は、各団体のプレゼンテーションを審査して次の5項目について5段階の評価点をつける。

- ・先駆的であり、将来性のある事業であるかどうか。
- ・市民のニーズや地域性に適合した特徴のある事業であるかどうか。
- ・事業計画及び収支予算に現実性があるかどうか。
- ・事業の実施により相当の効果が期待できるかどうか。
- ・事業を行う団体が、将来自立して活動できる可能性が期待できるかどうか。

⑪事業実施の確実性を増すための審査事項

〈d,e,f〉

公募制補助金では、これまでの実績が乏しい団体の応募も考えられ、事業実施の確実性の点で課題がある。このため、申請内容を精査すべきであり、提案内容に対して妥当な経費が示されているか、十分な人員及び設備等を確保しているか、事業規模や内容が団体の規模や能力に応じたものであるかといった点を確認することが有効である。

⑫審査・評価の公平性の確保〈d,e,f〉

公募制をとる場合、多数の応募事業を審査し、補助金交付団体を決定することとなるため、審査の公平性がより求められる。したがって、審査方法は可能な限り客観的なものとなるよう、基準ごとに数値化して比較するといった工夫が求められる。

また、よりの確かつ公正な判断を行うために、学識者、NPO関係者、公募市民等で構成する第三者機関を設置し、審査する手法が望ましい。ま

た、公募市民を構成員とすることで、より透明性も高まる。

第三者機関での審査については、その結果をもって選考結果とする場合と、地方公共団体内部での審査と併用する場合など様々である。

【事例1】東京都狛江市「新しい風補助金」

全委員の5項目（⑩【事例2】）の評価点合計を集計（一次評価）。一次評価を参考に、選考委員が協議。協議の後、再度、選考委員が一人5点の持ち点で、一次評価に加点していく（二次評価）。選考委員は5点すべて使い切ることとし、持ち点の範囲内で1事業に何点加算しても構わないこととする。一次評価と二次評価の合計点の上位順で各事業の補助金額を決定していく。ただし、合計得点が、満点の二分の一未満であった場合は不交付となる。審査基準に基づいて、それぞれの応募事業を点数化し、点数が上位のものから順に予算の範囲内で交付先を選択する。

【事例2】東京都国立市「市民企画提案型事業補助金」

次のように、予備審査、一次審査、二次審査に分け審査する。

・予備審査

事務局により、必要要件の不備がないかなどを形式審査。担当課（申請事業ごとに担当課を割り振る）により、事業に対する所見（市の施策との整合、効果等）を提出。

・一次審査

補助金等審査委員会（学識経験者、市民で構成する第三者機関）により、申請書類、公開プレゼンテーション及び担当課の所見の内容を踏まえ、第三者の視点から補助金交付の必要性・優先順位等を審査。

・二次審査

行財政健全化推進本部（市の理事者、部長で構成されている）により、一次審査の結果を踏まえ、市の政策として、総合的な見地から補助金交付の必要性・優先順位等を審査。

⑬審査・評価の透明性の確保〈e, f〉

行政セクターと市民セクターが共に地域社会を支えていくという仕組みは信頼関係があってこそ成立するものであり、公募制補助金はこうした仕組み作りを担う役割を有するものであることから、地方公共団体には補助対象団体選定の説明責任、補助対象団体には自らの事業の説明責任を果たすことが求められる。

そのためには、審査・評価の透明性の確保が必要であり、評価基準の考え方や配点等を募集時に周知するとともに、審査結果や選定理由を公表することが必要となる。

⑭公開プレゼンテーションの実施〈e〉

申請者が事業内容等をアピールするプレゼンテーションの実施は、審査委員が直接申請者に質問できること、さらに公開で行えば透明性が高まることや申請者以外の人々が補助金や申請者の活動に興味を持つきっかけとなること、申請者の交流の場ともなること等から効果的である。

実際、公開プレゼンテーションは多く取り入れられており、既存の事例では、プレゼンテーションにおける1件あたりの時間は5分から10分が一般的である。

また、公開プレゼンテーションの場を市民参加の場に活かそうとする試みもある。

【事例】東京都八王子市「市民企画事業補助金」

公開プレゼンテーションに参加した市民は、応募事業についての意見を市民コメントシートで提出することができる。提出された市民コメントは、本審査の参考資料として審査委員会に提出される。

⑮申請者の主体性の確保〈h〉

補助金は申請者の自発的な事業を援助するものであり、地方公共団体が実質的に、その内容を決めるようなことがあってはならない。したがって、申請金額と異なる交付決定となったり、補助にあたり条件が付されていたりするなど、当初の計画と異なる形で交付決定された場合には、申請の撤回を可能とすることも必要である。

【事例】東京都多摩市「市民提案型まちづくり事業補助金」

補助金の概算交付決定通知を受けた団体は、補助金の概算交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、補助金概算交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して14日以内に申請の撤回をすることができる。

※同様の例として公募制補助金以外ではあるが、東京都清瀬市、東京都羽村市等がある。

◆事業実施から事後手続

⑩事業の広報・周知〈m〉

募集時の広報とは別に、広く市民に対し制度や事業を周知し、事業の透明化を進めるため、事業者に対し、自ら事業内容を広報させることや行政側も、事業の実施状況や結果の紹介を行うことが有効である。

【事例】日本財団

補助事業者は、情報発信の責任者を置き、HPやブログにより活動の状況、地域情報などを定期的に発信することを補助の要件とする。

⑰事業実施後の公表〈p〉

事後的に事業成果の評価を行うことにより、制度改善につなげるとともに、補助対象団体以外の団体も活動、あるいは今後応募するための参考とすることができる。さらに、制度の透明性を高めることにも寄与する。そこで、事業成果報告会の開催、事業成果報告書の作成、実績報告書の窓口での公開等が考えられる。

(3) まとめ ～新しい補助金の役割を担うために～

以上、公募制補助金を導入するにあたっての各段階における実務上のポイントを述べてきたが、公募制補助金制度の実施にあたっては、市民セクターの自発的で多様な活動の育成・発掘・活性化を始め、市民セクターの活力の導入、競争性の導入という新しい補助金の役割を十分に発揮させるという観点から、次の点を重視しての制度運用が求められる。

①補助交付団体の主体性・自発性の確保

今後ますます多様化、複雑化する地域社会の課題に対応をしていくためには、市民セクターが行政セクターにはないアイデアやノウハウを活かし主体的に活動していくことが不可欠である。したがって、公募テーマ、補助対象事業、審査基準の設定など公募制補助金の運用にあたっては補助対象団体の主体性・独自性を確保することができるよう工夫することが極めて重要である。〈(2)

①,③,④,⑩,⑮〉

②多くの団体からの応募を促す工夫

市民セクターの多様な活動を育成し、また多数の事業者の創意工夫の中から生まれる質の高い事業を地域社会に活用していくことは、多くの団体が応募してこそ実現する。したがって、実質的に一部の団体しか応募することができないようなシステムとならないように、応募要件や公募テーマの設定方法、事務手続の負担軽減、補助金の支払方法など様々な角度から工夫するとともに、制度周知や募集にも力を注ぐことが必要である。〈(2)

①,⑥,⑦,⑧,⑨〉

③透明性・公平性の確保

公募制補助金は行政セクターと市民セクターが共に地域社会を支えていく仕組みを作っていくための役割を担っており、こうした仕組みは両者の信頼関係なくしては成り立たないものである。したがって、評価時や事業実施時など制度実施のそれぞれの段階において、できる限り透明性を高めるようにしなければならない。

また、広く一般に募集するシステムでは、多数の中から補助対象者を選択することとなるため、応募者の公平性の確保が要求される。特に審査体制、審査基準、選考方法等の中で、透明性・公平性が確保されるような仕組みを作らなければならない。〈(2) ⑫,⑬,⑭,⑯,⑰〉

④補助事業者以外の市民へも波及する工夫

市民セクターの活動の活発化を促すという公募制補助金の役割を果たすため、補助事業の効果が広く他の市民へも波及し、市民セクター全体に効果を及ぼすこととなるよう、制度実施のそれぞれ

の段階において、市民参加の機会を増やすことや事業実施後の発表の場を設けることなどが求められる。〈(2) ⑤,⑭,⑯,⑰〉

⑤事業実施の確実性を高める工夫

公募制補助金では、初めて補助金交付を受ける団体が多数応募することとなることから、事業実施の確実性は他の補助金より低くなることが予想される。これを補うための措置を、応募要件や審査基準において講じることも制度の安定的運用のためには必要な要素となろう。〈(2) ②,⑪〉

から一」(『地方財政』555号、2000)

- ・山崎怜他編『新しい公共性と地域の再生』(昭和堂、2006)

おわりに

公募制補助金はまだ新しい制度であり、ここ数年で導入した市町村が多く、今後その導入により、地域社会を共に支える行政セクターと市民セクターの役割分担や連携がよりよいものに発展していくことが期待される。各市町村においては公募制補助金の導入に取組むことが望まれるが、本稿がその一助となれば幸いである。

参考文献

- ・阿部圭宏「NPOに対する行政の支援の現状と課題—NPOのエンパワーメントに視点を当てて—」(『都市問題研究』55巻10号、2003)
- ・今井照「参加、協働と自治—「新しい公共空間」論の批判的検討—」(『都市問題研究』58巻11号、2006)
- ・今西幸蔵「新たな公共を形成する「協働」概念に関する考察—市民公益活動に対する新しい補助金制度—」(『日本生涯教育学会年報』24号、2003)
- ・江口清三郎「自治体の補助金再考」(松下圭一他編『岩波講座自治体の構想』岩波書店、2002)
- ・大杉覚「自治体補助金改革と行政評価の課題」(『会計検査研究』33号、2006)
- ・新川達郎「自治体補助金改革の指向性と可能性」(『地方財務』524号、1998)
- ・新川達郎「分権時代における自治体補助金の役割と方向—行財政改革とグッド・ガバナンスの視点